

令和8年度における国民健康保険税の制度改正について

1 趣旨

令和7年12月26日付けで「令和8年度税制改正大綱」が定められ、その中に、国保税における負担の公平性を図るため、「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。直近では、令和7年度にも「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」の改正がありました。

今後、「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」は、令和8年3月までに、国により地方税法施行令が改正される見込みです。安城市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

また、令和8年度から新たに創設される「子ども・子育て支援金制度」についても、改正を行います。

2 軽減措置の拡充について

軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことです（低所得者対策）。

・軽減措置の改正案

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×（給与所得者等※の数-1）以下
5割軽減	改正前	43万円+30.5万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	43万円+ 31万円 ×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	改正前	43万円+56万円×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	43万円+ 57万円 ×（国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

3 課税限度額の引上げについて

課税限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年間）のことです。

・課税限度額の改正案

区分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	66万円	67万円	1万円
後期分	26万円	26万円	変更なし
介護分	17万円	17万円	変更なし
合計	109万円	110万円	1万円

※加えて、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額は3万円。